

監事監査報告書

令和 7 年 6 月 10 日

国立大学法人大阪教育大学

学長 岡 本 幾 子 殿

監事 西 田 文 彦

監事 溝 上 絢 子

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 6 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人大阪教育大学の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 21 期事業年度の業務について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

当期の監査計画等に基づき、役員会その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類を確認しました。さらに、役員等から事業運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに事務局及び主要な部門において業務及び財産の状況を調査し、書面・証拠書類の閲覧によりこれを確認しました。

また、会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受け、財務諸表等、事業報告書、決算報告書について検討しました。

2 監査の結果

- (1) 業務が、法令等に従って適正に実施されているとともに、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制が整備され、適切に運用されているものと認めます。
- (3) 役員の職務の執行に関し、不正の行為または法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 事業報告書は法令・諸規定等に従い、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

以上